

人・物・文化の交流するわが街

佐賀県鳥栖・三養基地区消防事務組合 消防長 才田 良美



当消防組合は、佐賀県の東部に位置し、その周囲の半分以上が福岡県境と隣接しています。

地勢は、北部の九千部山系の山岳地帯から、南部の県境には、筑紫次郎の愛称で慕しまれている筑後川があり、山麓、丘陵、平地、水田と地水理に恵まれた筑紫平野が広がり、水と緑の豊かな地域です。

管内には国道3号線と国道34号線、JR 鹿児島本線と JR 長崎本線、九州自動車道と長崎自動車道、大分自動車道がそれぞれクローバー型の鳥栖ジャンクションで交差しており、さらに福岡市と直結する筑紫野有料道路、国道264号線などが、縦横に通りまさに鳥栖市を基点として、九州の交通の要衝となっています。

この地理的条件を生かし福岡都市圏のベッドタウンとして、宅地造成が進んでいます。特に総合的な物流都市として、工業団地、商工団地が建設され郊外型大型店舗が進出するなど益々発展が期待されます。

また、当地域には昔から売薬業の盛んなところで、漢方医術・漢方医療が対馬藩経由で江戸時代の早いうちに伝えられ調剤や医術が早くから発達しました。明治時代になると売薬業は地域の産業の中心としていっそうの発展を遂げ、膏薬などは全国的なブランドとなって売薬会社の設立となり、売薬渡世が全国の市場として近代製薬業へと大きな転機を迎えることになりました。このように売薬人の活躍により産業発展の基礎となり心豊かな交流都市となりました。

また、たくさんの人が楽しんでもらえるよう待望の鳥栖スタジアムが平成8年に完成。プロサッカーチーム「サガン鳥栖」のホームグラウンドになっています。収容人員約25,000人、球技場としては30,000人収容の秩父宮ラグビー場

に次ぐ規模で、西日本では最大スケールのスタジアムで圧倒的な交通利便性により、県内外から多くの家族連れや若者のサッカーファンが集い、熱狂する感動の交流拠点です。

さて、当消防組合は昭和47年10月に発足しました。鳥栖市を中心にして、佐賀県の東玄関となっている三養基郡の基山町、北茂安町、中原町、三根町、上峰町の1市5町で構成されています。管内面積は158.55km²。人口は114,502人で年々増加しています。

発足当時は1本部1署1分署で消防職員数84人でしたが、その後昭和62年4月には北茂安町の分署を消防署に昇格させ、平成3年4月には消防本部庁舎を新築移転し、平成7年4月基山町に分署を設置し、現在1本部2署1分署、職員数119名の体制となっています。

管内では、過去幾多の災害が当地方を襲っています。特に昭和55年の集中豪雨による基山町柿の原地区の山崩れ、平成3年の大型台風17号、19号は大きな被害をもたらしました。しかし近年では自然災害や火災などの大きな災害は発生しておりません。

消防本部管内の火災発生件数は、年間平均約50件前後で推移しています。出火原因では相変わらず火遊び、たばこの不始末が多く、火災予防思想の一層の普及を図るとともに防災体制の強化のため、各事業所対抗の自衛消防隊屋内消火栓操法大会及び消火器消火競技大会を毎年実施し、消火技術の向上と自主防火意識の高揚に努めているとともに、管内に中高層ビルが増加するなか、40M級はしご車を整備し火災などの災害に備えています。

救急出動件数は、平成10年は2,670件で、平成11年は2,913件と年々増加の傾向にあります。

事故種別ごとに見ると、第1位が急病で全体の43.3%、第2位が交通事故で21.4%を示しています。救命率向上のため、高規格救急車も、救急車5台中3台を整備し活動中であります。

また、職員は、耳の不自由な人が火災などの災害現場で意思の疎通が図れるように、手話講習会を受講するなど、ハート溢れる救急や救助を目指しています。

更に、2002年に開催予定の日韓共同ワールドカップサッカーのキャンプ地候補として、消防防災体制も万全を期し、誘致活動を積極的に展

開しています。



~~~~~ 広 報 資 料 ・ 6 月 分 ~~~~~

☆「火遊び」による火災の防止

(予 防 課)

平成10年中の「火遊び」による火災は2,196件と前年に比べ531件減少しました。これを発火源別でみると、「ライター」によるものが最も多く1,185件、次いで「マッチ」によるものが322件、「火のついた紙」によるものが69件となっています。

子供の火遊びによる火災は、大人がいない時や人目につきにくい場所で発生することが多く、このために火災の発見が遅れたり、初期消火が困難になるなどして火災が大きくなることがあります。

もし火災が発生したら、真っ先に危険にさらされるのは幼い子供たちであることから、子供の火遊びで「まさか」ということにならないためにも、親や周囲の大人が次のような点に注意を払うとともに、日頃から子供たちに火の恐ろしさと火災予防の大切さを教え、理解させておきましょう。

(1) マッチやライターなどは、子供の手の届くところに置かない!!

子供の火遊びを防ぐ最良の方法は、簡単な操作で着火するマッチやライターなどを子供

の手の届かない場所へ置くことです。

(2) 子供だけでは火を取り扱わせない!!

子供は、たとえ火の取扱いができて火の持つ危険性を十分に理解することはできず、火の適切な取扱いは期待できません。花火やたき火をする時には、必ず大人が立ち会いましょう。

(3) 子供だけを残して外出することを避ける!!

子供（特に幼児）だけを残して外出することは避けなければなりません。止むを得ず子供だけを残して外出する時には、ガスこんろ、ガスストーブ等の元栓を閉めるなど火気使用器具を容易に火が付かないようにするのは勿論のこと外出時間もできるだけ短くしましょう。

(4) 子供が火遊びをしているのを見かけたら、注意してやめさせる!!

子供は、火遊びにスリルと興奮を覚えるもので、エスカレートしていくとその頻度も増え、行動も危険なものとなります。このような危険性を早期に防ぐためにも、子供の火遊びを見つけたら、必ず厳しく注意し、やめさ

せましよう。

(5) 子供に火の恐ろしさ、正しい火の取扱いについて教える!!

子供が火に対して興味を示すのは自然なこ

とです。火に関心を持つようになったら、火の恐ろしさを十分理解させるとともに、その正しい取扱い方法について教えていきましょう。

火遊びによる火災の損害状況

区 分	単位	火 遊 び		
		平成10年	平成 9 年	増減数
出 火 件 数	件	2,196	2,727	△ 531
うち 建物火災		1,108	1,256	△ 148
林野火災		120	221	△ 101
車両火災		54	52	2
船舶火災		1	4	△ 3
航空機火災		0	0	0
その他の火災		913	1,194	△ 281
主な経過(発火源)別 出 火 件 数	件	ライター 1185 マッチ 322 火のついた紙 69	ライター 1447 マッチ 432 火のついた紙 52	△ 262 △ 110 17
建物焼損床面積	m ²	34,900	40,232	△ 5,332
建物焼損表面積	m ²	3,528	3,684	△ 156
林野焼損面積	a	557	1,245	△ 688
損 害 額	万円	259,428	296,402	△ 36,974

☆危険物安全週間

(危険物規制課)

1 目的

石油類をはじめとする危険物は、自動車・ストーブ・ボイラーなどの燃料や、プラスチック・塗料などの化学工業製品の原料などとして幅広く使用されており、現代の私たちの生活を支えてくれる非常に便利なものとなっています。

しかし、これらの危険物は、取扱いを誤ると火災・爆発を起こす可能性が高く、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまう危険なものでもあり、危険物を取り扱う際には細心の注意をもって臨み、その安全確保に努めなければなりません。

危険物に係る事故は、管理不十分や誤操作などの人的な要因が原因で発生しているものが多く、こうした事故の発生を未然に防止す

るためには、危険物の取扱いに従事する方々の保安に対する意識の高揚や、各事業所における保安管理の徹底などの、自主保安体制の確立が不可欠なものとなっております。

このため、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所に対して保安の確保を呼びかけるとともに、広く国民の方々に対しても、危険物に対する理解を深めていただくよう努めています。

2 期間

平成12年 6 月 4 日(日)から 6 月10日(土)

3 実施団体

消防庁、地方公共団体、全国消防長会、全国危険物安全協会、危険物関係諸団体

4 危険物安全週間の実施方針

危険物安全週間中は、消防庁、地方公共団体、全国消防長会、全国危険物安全協会、その他関係団体の緊密な協力のもとに、地域の実情に応じ、以下のような行事を実施します。

- ・ 講演会、研修会等の開催
- ・ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等を通じた危険物の保安の重要性に関する広報・啓発活動による広報
- ・ 危険物についてのポスターやパンフレット等の作成、配布
- ・ 全国の消防機関による危険物関係事業所

等に対する査察の実施

- ・ 危険物関係事業所等の自衛消防組織等による消防訓練の実施
- ・ 危険物保安功労者の表彰
- ・ 優良危険物関係事業所の表彰
- ・ 危険物の安全に関する標語等の募集

この「危険物安全週間」をとおして、危険物の取扱いに従事する方々をはじめ、多くの方々が危険物に対する理解を深めることにより、事故のない、安全で豊かな社会を築いていきましょう。

☆石油コンビナート災害の防止

石油コンビナート等災害防止法は、三菱石油(株)水島製油所の重油流出事故等、石油コンビナート地帯で災害が頻発したことを契機として、昭和51年6月に施行され、今年で23年が経過しました。

この法律は、大量の石油又は高圧ガスの集積している地域を石油コンビナート等特別防災区域に指定し、この区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図ることを目的として制定されました。

制定からこれまでの間の石油コンビナート等特別防災区域における災害の発生状況をみますと、昭和51年の157件をピークに減少傾向にありましたが、平成5年を境にここ数年は増加の傾向がみられ、多い状況にあります。

現在、石油コンビナート等特別防災区域として、33道府県85地区（平成11年8月6日現在）を指定しておりますが、これらの区域で一旦災害が発生すると、極めて大規模な災害に拡大するおそれがあります。従って、特定事業者の皆様には、常に災害の発生防止のために必要な措置を講じ、また、万一災害が発生した場合においてもその拡大を防止するために万全の措置を講ずる責務があります。

(特殊災害室)

各特定事業者の皆様は、自らの防災体制が十分なものであるか、防災要員に対する教育訓練の状況をも含め、今一度点検を行いましょう。

1 特定防災施設等の点検実施及び適正な維持管理

流出油等防止堤、消火用屋外給水施設等については、日頃から破損、亀裂、変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認し、常に機能が十分発揮できるよう維持管理することが大切です。

2 防災資機材等の点検実施及び適正な維持管理

自衛防災組織等に備え付けられている大型化学消防車等の防災資機材等は、万一火災などの災害が発生した時にその能力を十分に発揮することが求められていますので、適正に維持管理することが必要です。

このためには、日常の始業点検はもちろんのこと、点検整備マニュアル等に基づき定期的な点検を励行し、適正な補修などに努めることが大切です。

また、発生した災害が拡大し、防災活動が長時間に及ぶ場合に備えるため、防災資機材等に係る支援要請等についてあらかじめ近く

の特定事業所と応援協定等を締結しておくことも必要です。

3 防災要員の教育訓練の実施

石油コンビナート災害に対処する防災要員には、専門的知識と実践的防災活動技術が求められています。

しかし、過去の災害実例からは、防災資機材や消火設備等の操作ができなかったり、また、操作を誤ったために、迅速かつ的確な防災活動ができず、災害が拡大したことも報告されています。

これらの知識や技術は、教育訓練、さらには実際の災害対応活動経験を通じて身につけ

るものですが、実際の災害を経験することは少ないものですので、各特定事業者においては、教育訓練をより一層充実すること等により、防災要員の能力の維持・向上を図っていくことが大切であるといえます。

石油コンビナート災害のように大規模な災害となる危険性ははらむ災害も、常日頃からの防災に関する努力のひとつひとつの積み重ねが未然にその発生を防止することとともに、万一の際にもその拡大の防止につながることでありますので、関係者の皆様にはなお一層のご尽力をお願いいたします。

☆住宅防火対策の推進《防災品の普及促進》

(消防庁予防課)

平成10年中の住宅火災による死者は、放火自殺者等を除くと865人であり、このうち65歳以上の高齢者は、449人(51.9%)と半数を超えています。日本の社会における高齢化が、今後ますます進展することを考えると、高齢者を中心とした「住宅防火対策」は、国民全体の極めて重要な課題となっています。

住宅火災によって発生した死者数を着火物別にみますと「ふとん類」及び「衣類」の合計数が全体の約3割を占めていますが、特に衣類に着火した火災においては、死者全体に占める高齢者の割合が高くなっています。この原因として、いったん火がつくとなかなか消すことができないことなどが考えられます。

衣類に着火した場合の消し方としては、走り回らずに倒れ込んで転がることなどが考えられますが、高齢者の方は身体的条件から迅速に的確な行動をとることが困難な場合があります。このため、衣類等への着火による死者を減らすためには、火が燃え広がりにくい防災性能のある衣類等(防災製品)を着用することが有効と考えられます。

また、じゅうたん、カーテンなどは、家庭で

使用する繊維製品の中でも着火物となりやすく、いったん火がつくと延焼拡大の媒体ともなりやすいことから、住宅火災の予防には、これらに防災性能を有するもの(防災物品)を使用することが効果的です。さらに、車のボディカバーなどに防災製品を使用することは、放火火災の防止にもつながります。

ただし、ここで注意していただきたいのは、防災製品・防災物品はあくまで「燃えにくい」ものであって、全く燃えないものではないということです。防災製品・防災物品は、他の火災予防の取り組みと相まって効果を発揮するものですから、「防災製品・防災物品を使用しているのだから大丈夫」と安心せず、日頃から住宅防火の心がけを忘れないようにしましょう。



☆「災害弱者対策の推進」

(防 災 課)

「災害弱者」とは、災害に対処するにあたって何らかの障害を持つ人々を意味し、具体的には高齢者（一人暮らし、寝たきり等）、障害のある方、乳幼児、妊産婦、日本語を解さない外国人等が考えられます。また、こうした人々のほか、災害によって負傷したり、孤児となるなど災害後に新たに障害を持った人々や、遠距離通勤者で災害時に帰宅が困難になった人（帰宅困難者）、たまたま旅行に来ていて不慣れた土地で災害に遭遇した旅行者等も、災害弱者としてとらえることもできます。

平成10年中の住宅火災での失火等による死者（放火自殺者等を除く）のうち、65歳以上の高齢者は半数を越えています。阪神・淡路大震災では、年齢の上昇とともに死亡率も上昇し、65歳を越えると死亡率が特に高くなる傾向がありました。また、長期にわたる避難生活の中で、視覚・聴覚・肢体が不自由な方、外国人等、災害対応に障害を持つ人それぞれに、個別の多様なニーズが現れました。

このような災害弱者に対する対策は、既に各地方公共団体等において、様々な取り組みや検討がなされているところであります。以下、その一例を紹介しますと、

- ・ 高齢者の方々へボタンひとつで通報することができる装置の配布
- ・ 社会福祉協議会、警察署、消防署の三者が協力して、高齢者対策を実施する組織の発足
- ・ ホームヘルパー、保健婦等が高齢者宅を訪問し、住宅防火指導を実施する住宅防火協力員制度の創設

- ・ 視覚障害者宅への情報伝達用ファクシミリの貸与
- ・ 視覚障害者世帯への声の防災の手引き（カセットテープ）の配布
- ・ 外国語の防災啓発用パンフレットの作成
- ・ 案内板等の外国語表示
- ・ 災害時に使う外国人のための日本語マニュアルの作成
- ・ 公共施設等のバリアフリー化

災害弱者の防災対策については、地方公共団体とコミュニティが一体となって、きめ細かな配慮をすることが重要です。

全国の多くの地域に、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づき結成された自主防災組織やボランティア団体の方々が大勢おられます。効果的な災害弱者対策を推進するため、日常的に地域に密着し、詳細な情報を共有し、組織的な行動がとれる体制を有しているこれらの団体と行政が互いに連携・活動することに、大きな期待がかけられています。そして、これらの活動は地域の理解と協力があつてこそ、最大限の効果が発揮できます。

高齢者や障害を持つ人々を災害から守るためには、地域住民一人ひとりの日頃からの心がけと災害時の適切な行動が必要です。このためにも、住民の皆様にはそれぞれの地域で実施される防災訓練や講習会等に積極的に参加して、防災知識や技術の習得に努めるとともに、災害時に、手助けの必要な人がご近所にどれだけおられるのか、考えてみてはいかがでしょうか。

平成11年度消防関係業界功労者表彰

(予防課)

消防庁では、去る3月10日(金)午後4時30分より、スクワール麹町(東京都千代田区麹町6-6)において平成11年度消防関係業界功労者の表彰式を挙行了しました。

消防関係業界功労者表彰は、消防機器等の開発普及、業界の近代化等を通じ消防行政の推進に寄与しその功績が顕著であった者を、消防庁

長官が表彰するもので、昭和43年度から実施しています。

式典では初めに鈴木消防庁長官の「式辞」の後、受賞者ごとにそれぞれ表彰状及び記念品が授与されました。

なお、受賞者は、次のとおりです。

(一号表彰)

消火栓機工(株)	代表取締役社長	佐藤 修
(株)東京化成製作所	代表取締役	山口 健蔵

(二号表彰)

ニッタン(株)	代表取締役会長	関口 昌男
ホーチキ(株)	取締役営業副本部長兼大阪支店長	岡内 忠
松下電工(株)電材分社	BA・セキュリティシステム事業部営業企画部営業企画課長	東條 修次
(株)初田製作所	取締役営業本部長兼第二営業部部長	今井 悟
三機工業(株)	空調衛生事業部技術部工事長	宇田川 恒二
(株)コーアツ	取締役東京支社長	高松 秀樹
(社)日本消火装置工業会	理事・事務局長	於田 和光
(株)篠崎ポンプ機械製作所	生産技術職長	鈴木 忠
(株)吉谷機械製作所	製造部長	森本 義夫
(株)モリタ	取締役ポンプ技術部長兼特装技術部長	中川 誠
(株)丸共ユニオン	取締役管理部長	小口 忠利
齋田産業(株)	取締役防災部部長	中谷 友広
櫻護謨(株)	常務取締役消防機器担当兼営業第一部長	清水 直二
浦野工業(株)	会長	浦野 辰三郎

平成11年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文 消防庁長官表彰について

(消防研究所)

消防庁では、消防防災に関する科学技術の高度化及び消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、消防職員を含め広く一般から、消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に

関する論文の募集を行い、その中から厳正な審査を経て決定した優秀作品16編についての表彰を、下記のとおり行いました。

記

1 表彰式

- (1) 日時 平成12年3月22日(水) 午後2時から
- (2) 場所 自治省講堂（東京都港区虎ノ門2-2-1 JTビル7階）

2 受賞者

(1) 長官賞

① 消防吏員等による消防防災機器の開発・改良の部（4編）

・水中検索棒の改良

児玉 勉（広島市消防局）

・ホース巻取機（エスカルゴ）の開発

杉原 能隆、山下 正夫、渡辺 素子（福山地区消防組合消防局）

・災害現場活動靴の改良

森口 政一、木村 俊也、松苗 春男（京都市消防局）

・ラリングエアマスク固定補助器具の開発について

吉岡 洋一（京都市消防局）

② 消防吏員等による消防防災科学論文の部（5編）

・出火危険を防ぐための高齢者が使いやすい差込みプラグの改良について

岩間 茂文（京都市消防局）

・無落雪型木造共同住宅における小屋裏感知器のあり方について

坂井 宏至、橋本 好弘（札幌市消防局）

・残存危険物の測定方法にかかる研究について

笹井 吉孝、本岡 一志、大槻 貞彦（京都市消防局）

・都市型水害用インスタント水のうの開発

林 孝俊、柴田 明夫、片桐 勝治（京都市消防局）

・「火災原因調査の目的について」ガスクロマトグラフの装備を中心として

松本 城太郎（安来市能義郡消防組合消防本部）

③ 一般による消防防災機器の開発・改良の部（5編）

・緊急用簡易担架の開発 (Rescue Board)

安達 昭 (安達紙器工業株式会社)

・水路付きはしご車の開発

稲本 純司 (株式会社モリタ)

・警戒地図表示式機器の開発

片倉 辰男、大橋 貞雄 (沖電気防災株式会社)

・消防用テーパーホースの開発

根立 敏、広川 登朗、中岡 孝寿 (芦森工業株式会社)

・可搬式全自動消防ポンプの開発

波多野 洋明 (富士ロビン株式会社)

④ 一般による消防防災科学論文の部 (1編)

・RTI-Cモデルによる熱感知器の作動時間の予測

土肥 学、万本 敦、山内 幸雄 (ホーチキ株式会社)

(2) 奨励賞 (1編)

・「分岐の改良」について

守本 達由 (兵庫県宍粟郡一宮町消防団)



平成12年3月の主な通知・通達について

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防消第47号	平成12年 3月3日	各都道府県消防防災主管 部長	消防課長	平成12年度市町村消防防災施設等整備費補助金 の配分方針について
消防消第51号	平成12年 3月6日	各都道府県消防防災主管 部長	消防課長	平成11年度消防施設整備事業債の貸付条件につ いて
消防災第25号	平成12年 3月15日	各都道府県知事	消防庁長官	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等 に関する法律について
消防情第33号	平成12年 3月16日	各都道府県消防防災主管 部長	防災情報室長	平成11年(1月～12月)における火災の概要(概 数)について
消防危第26号	平成12年 3月21日	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果につ いて
消防危第30号	平成12年 3月21日	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省 令等の施行について
消防危第31号	平成12年 3月21日	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	容量が1万キロリットル未満の特定屋外タンク 貯蔵所の内部点検の時期等に関する運用につ いて
消防災第28号 消防情第37号	平成12年 3月22日	各都道府県消防防災主管 部長	防災課長 防災情報室長	コンピュータ西暦2000年問題に係る3月31日か ら4月1日にかけての消防防災機関の対応につ いて
消防危第32号	平成12年 3月24日	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省 令の施行について
消防危第33号	平成12年 3月24日	各都道府県知事	消防庁長官	「危険物取扱者試験基準について」の一部改正 について
消防危第34号	平成12年 3月24日	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	「危険物取扱者免状に関する事務処理手続きに ついて」の一部改正について
消防危第35号	平成12年 3月24日	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基 準の策定について」の一部改正について
消防危第36号	平成12年 3月24日	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	平成12年度「危険物安全週間」の実施要領につ いて
消防予第74号	平成12年 3月27日	各都道府県消防主管部長	予防課長	スケルトン状態の防火対象物に係わる消防法令 の運用について
消防危第38号	平成12年 3月30日	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法に ついて」の一部改正について
消防消第72号	平成12年 3月31日	各都道府県知事	消防庁長官	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定め る政令の一部を改正する政令の施行について
消防消第73号	平成12年 3月31日	各都道府県知事	消防庁長官	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する 法律施行令の一部を改正する政令の施行につ いて
消防消第74号	平成12年 3月31日	各都道府県消防主管部長	消防課長	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定め る政令の一部を改正する政令の施行に伴う留意 点について
消防消第75号	平成12年 3月31日	各都道府県知事	消防庁次長	市(町村)消防団員等公務災害補償条例(準 則)及び市(町村)非常勤消防団員に係る退職 報償金の支給に関する条例(準則)の一部改正 について

4月の広報テーマ

☆林野火災の防止

☆外出先での地震の対処

☆住宅防火対策の推進

高村 知孝	退職 (日本消防協会審議役兼経理課長事務取扱へ)	震災対策指導室理事官兼防災課理事官
佐藤 貞行	退職 (東京消防庁職員課長へ)	予防課違反処理対策官兼課長補佐
鈴木 和男	退職 (危険物保安技術協会業務企画部上席調査役兼タンク審査部上席調査役へ)	予防課設備専門官兼課長補佐
植松 浩二	出向 (自治大臣官房総務課課長補佐へ)	消防課課長補佐
吉住 智文	出向 (自治大臣官房総務課課長補佐へ)	総務課主幹
井上 高雄	退職 (茨城県消防防災課係長へ)	消防課職員第一係長兼教養係長
中村 秀実	退職 (静岡県全国豊かな海づくり大会推進室主査へ)	防災課防災第三係長
宇多 範泰	退職 (横浜市消防局人事課へ)	予防課
大竹 勇二	出向 (自治大臣官房総務課へ)	消防研究所庶務課
山下 邦博	退職	消防研究所第一研究部長
吉原 浩	兼総務課 (退職 (日本消防検定協会企画情報室長へ))	消防研究所第一研究部施設安全研究室長

編集後記

冬の寒さも和らぎ、春の訪れが間近に聞こえ、季節の移り変わりと共に平成12年度がスタートし、消防の動きの編集業務も、前任者の淵崎さんから堤（大阪）に受け継ぐことになりました。

新しい仕事のこと、家族のこと、様々な不安や心配などよそにして、我が家の団子3兄弟は東京へ行くとの話を聞くと「わーいいなー東京見物連れてってやー」の大合唱、人の気持ちも知らないで……

仕事は忙しいものと覚悟はしていたものの、引き継ぎ内容を聞いているうちに、顔は引きつり、冷や汗が出てくる内容、まるで昔話のつづらを開けるとヘビヤとかげが、うじゃうじゃでてくるように、ホームページにインターネット、もひとつおまけにeメール。

前任者の方がパソコンの達人だっただけに引き継ぎ内容も、もひとつ、いや、もふたつ、いやいや全然わからへん状態で仕事が始まりました。

はてさて、前途多難な東京単身生活、今後どうなることやら、「はーしんど」。これから1年間よろしく願います。

消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp/>

編集発行

消防庁総務課

〒105-8489 東京都港区虎ノ門

2丁目2番1号

TEL 03(5574)0121